



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令(国土交通三七)

○道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(同三八)

○地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令(環境一六)

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一七)

〔告 示〕

○使用薬剤の薬価(薬価基準)及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示(厚生労働二二四)

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件を改正する件(経済産業一四五)

〔人事異動〕

最高裁判所

三

三

六

五

四

三

一

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等

公認会計士等の登録及び登録抹消、
厚生年金基金解散・清算人就任、
業年金基金設立関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

六

五

三

五

省

令

○国土交通省令第三十七号

倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第四条第二項、港湾運送事業法(昭和二十六年法律第二百一十一号)第五条第二項、船員法(昭和二十二年法律第二百号)第八十二条の二第三項第二号、小型船造船業法(昭和四十一年法律第九十九号)第五条第二項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第二十一条第三項、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第三項第五号並びに鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第四条第二項の規定に基づき、並びに内航海運業法(昭和二十七年法律第五十一号)第四条第一項並びに倉庫業法(昭和二十七年法律第五十一号)第三項並びに第十八条第一項及び第二項の規定を実施するため、内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十五日

国土交通大臣 石井 啓一

内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令

第一条 内航海運業法施行規則(昭和二十七年運輸省令第四十二号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(登録の申請) 第三条 (略) 2、4 (略)	(登録の申請) 第三条 (略) 2、4 (略)
5 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一・二 (略)	5 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一・二 (略)
三 個人にあつては、次の書類 イ (略)	三 個人にあつては、次の書類 イ (略)
ロ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し	ロ 戸籍抄本
四・五 (略)	四・五 (略)

(倉庫業法施行規則の一部改正)

第二条 倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第五十九号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(営業の登録の申請) 第二条 (略)	(営業の登録の申請) 第二条 (略)
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二 (略)	2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二 (略)

三 設立中の法人にあつては、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 定款(会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十条第一項(他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。))により認証を必要とする場合には、認証のあるもの)

ハ・ニ (略)

四 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

ロ・ハ (略)

第十三条 (事業の譲受による承継の届出)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

ロ (略)

第十五条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 六 (略)

七 現に倉庫業を営んでいない譲受人にあつては、次に掲げる書類

イ 二 (略)

ホ 設立中の法人にあつては、設立趣意書、定款(会社法第三十条第一項により認証を必要とする場合には、認証のあるもの)、発起人又は社員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

ヘ 個人にあつては、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し、譲受人が欠格事由に該当しない旨の宣誓書及び資産調査書

ト (略)

八 (略)

三 設立中の法人にあつては、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 定款(商法(明治三十二年法律第四十八号)第六十七条及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のあるもの)

ハ・ニ (略)

四 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本

ロ・ハ (略)

第十三条 (事業の譲受による承継の届出)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本

ロ (略)

第十五条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 六 (略)

七 現に倉庫業を営んでいない譲受人にあつては、次に掲げる書類

イ 二 (略)

ホ 設立中の法人にあつては、設立趣意書、定款(商法第六十七条及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のあるもの)、発起人又は社員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

ヘ 個人にあつては、戸籍抄本、譲受人が欠格事由に該当しない旨の宣誓書及び資産調査書

ト (略)

八 (略)

<p>(発券倉庫業者の合併又は分割の認可の申請)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三 合併又は分割により設立される法人についての次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 定款(会社法第三十条第一項により認証を必要とする場合には、認証のあるもの)</p> <p>二 三 (略)</p> <p>四 (略)</p>	<p>(発券倉庫業者の合併又は分割の認可の申請)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三 合併又は分割により設立される法人についての次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 定款(商法第六十七条及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のあるもの)</p> <p>二 三 (略)</p> <p>四 (略)</p>
<p>(港湾運送事業法施行規則の一部改正)</p> <p>第三条 港湾運送事業法施行規則(昭和三十四年運輸省令第四十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>改正後</p> <p>(事業の許可の申請)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 個人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し</p>
<p>改正後</p> <p>(事業の許可の申請)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 個人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 戸籍抄本</p>	<p>改正前</p> <p>(事業の許可の申請)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 個人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 戸籍抄本</p>
<p>改正後</p> <p>第十三条 衛生管理者の資格の認定を受けようとする者は、前条各号のいづれかに該当することを証する書類を提示し、かつ、第</p>	<p>改正前</p> <p>第十三条 衛生管理者の資格の認定を受けようとする者は、前条各号の一に該当することを証する書類を呈示し、かつ、第一号様</p>

(船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正)

第四条 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和三十七年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

一号様式による申請書に戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し及び認定に必要な船舶に乗り組んで船内の衛生管理に関する業務に従事した経歴を有することを証する書類を添付して、国土交通大臣に申請しなければならない。

式による申請書に戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書及び認定に必要な船舶に乗り組んで船内の衛生管理に関する業務に従事した経歴を有することを証する書類を添付して、国土交通大臣に申請しなければならない。

第五條 小型船舶法施行規則の一部改正
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(添付書類)</p> <p>第三條 第一条の申請書には、次の書類を添付するものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 個人にあつては、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し</p> <p>五 七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(添付書類)</p> <p>第三條 第一条の申請書には、次の書類を添付するものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 個人にあつては、戸籍抄本</p> <p>五 七 (略)</p> <p>2 (略)</p>

第六條 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正
 (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十三條 法第二十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 申請者が個人である場合は、次の書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し</p> <p>六 (略)</p>	<p>第十三條 法第二十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 申請者が個人である場合は、次の書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 戸籍抄本</p> <p>六 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第三條 法第二条第三項第五号の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 個人にあつては、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し</p> <p>二 十二 (略)</p>	<p>第三條 法第二条第三項第五号の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 個人にあつては、戸籍抄本</p> <p>二 十二 (略)</p>

第八條 鉄道事業法施行規則の一部改正
 (鉄道事業法施行規則の一部改正)
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(事業の許可申請)</p> <p>第二條 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 個人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し</p> <p>ハ (略)</p> <p>十二 十三 (略)</p> <p>三 四 (略)</p>	<p>(事業の許可申請)</p> <p>第二條 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 個人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 戸籍抄本</p> <p>ハ (略)</p> <p>十二 十三 (略)</p> <p>三 四 (略)</p>

附 則
 この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十八号

道路運送車両法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十号)の一部の施行に伴い、及び道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七十五条の六第二項の規定を実施するため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十五日

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

国土交通大臣 石井 啓一

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第一条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。